

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導取締りを行い、無許可3台に警告を行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導取締りを実施します。

1. 実施日時：令和2年 9月29日（火） 13：30～15：30
2. 実施場所：一般国道6号 いわき市錦町蒲田地内
3. 特殊車両指導取締り結果

対象車両数	5 台
特殊車両通行許可遵守車両	2 台
違反車両（無許可）	3 台

4. 実施状況



発表記者會等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市ふるさと発信課

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所
TEL 0246-23-2211（代表）
管理課長 佐藤 正一（内線431）
国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所 平維持出張所
TEL 0246-28-0644
出張所長 高橋 智巳